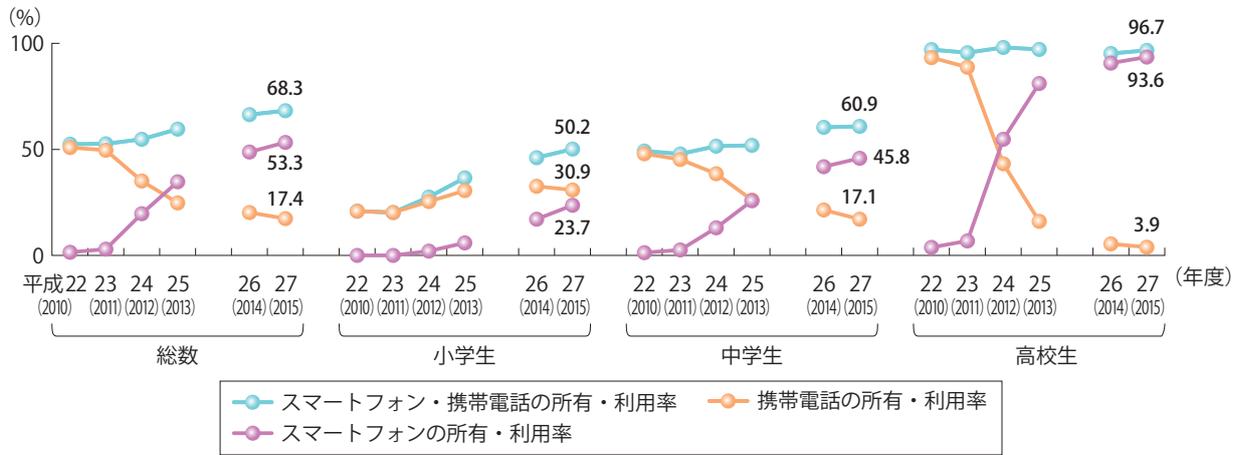


◇スマートフォン・携帯電話のいずれかを利用する青少年の割合は年々上昇し、高校生の9割以上がスマートフォンを利用している。

図表 36 青少年のスマートフォン・携帯電話の所有・利用状況

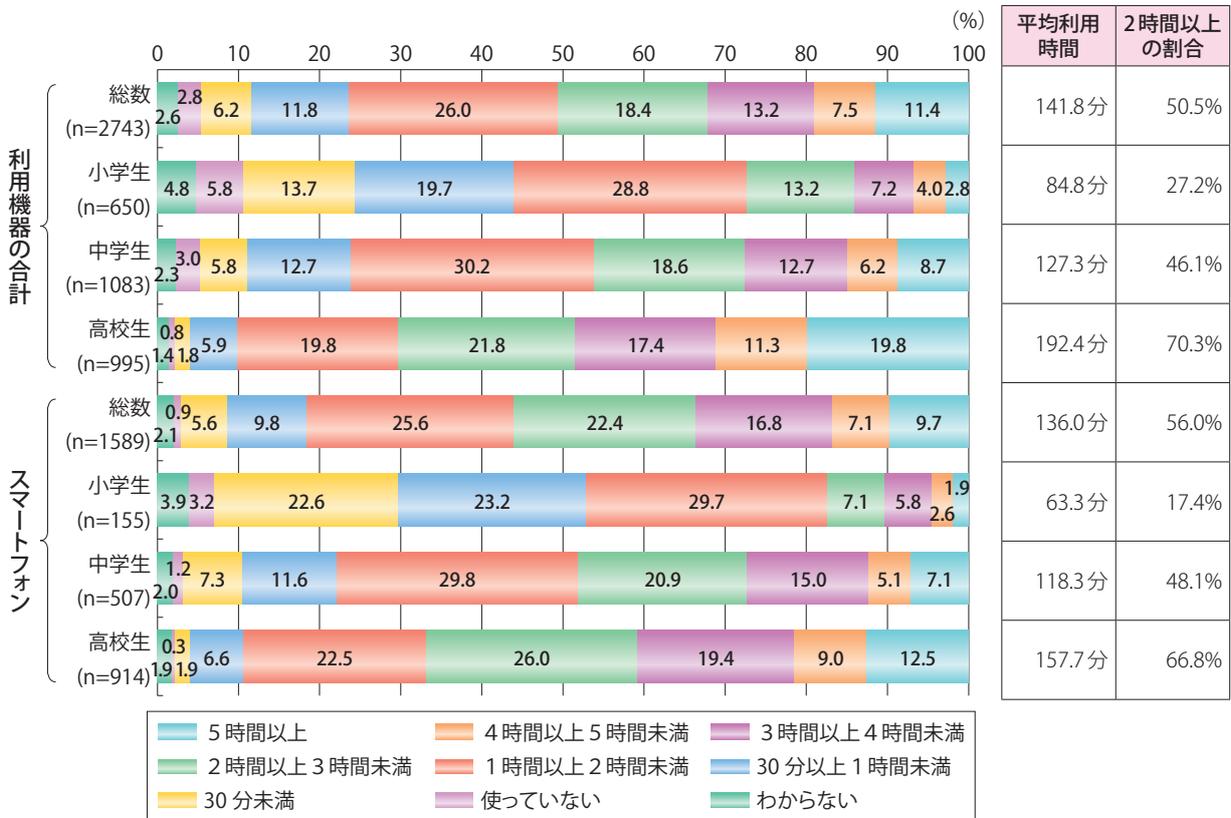


(出典) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

(注) 平成22年度～平成25年度の調査では、「スマートフォン」及び「携帯電話」の「所有」について択一回答、平成26年度・平成27年度の調査では、「スマートフォン」及び「携帯電話」の「利用」について複数回答。平成26年度より調査方法等を変更したため、平成25年度以前の調査結果と直接比較できない。

◇平日1日当たりの青少年のインターネットの利用時間は、平均で約2時間20分、高校生では約3人に2人がスマートフォンを通じて2時間以上インターネットを利用している。

図表 37 青少年のインターネットの利用時間（平日1日当たり）（平成27年度）

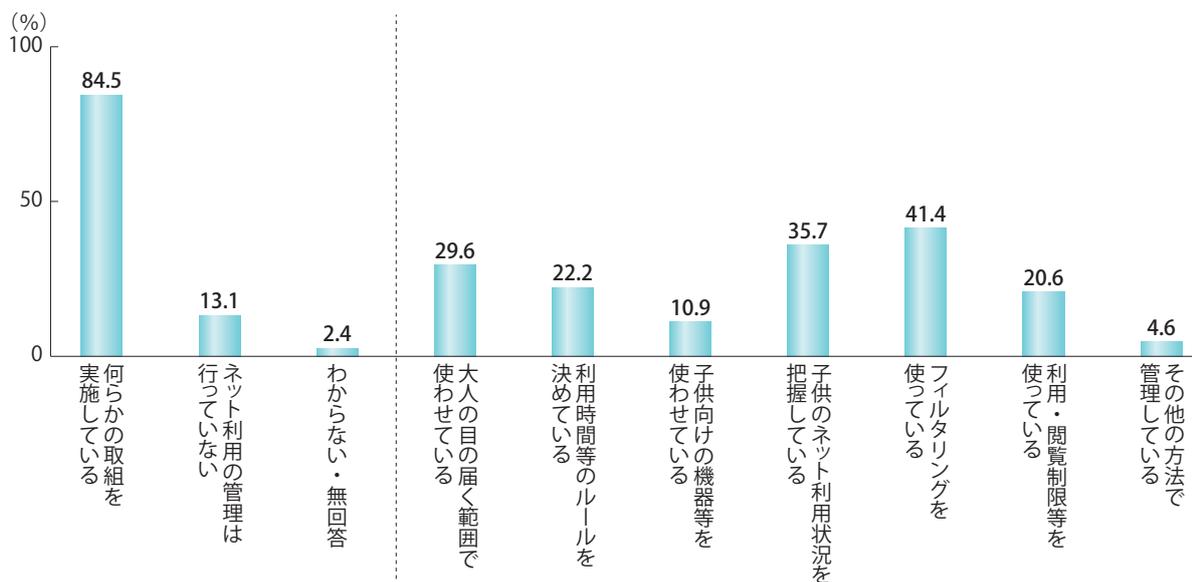


(出典) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

◇スマートフォンでインターネットを利用している青少年の保護者のうち、8割以上が青少年のインターネット利用に関する何らかの取組を実施している。

◇実施している取組のうち、「フィルタリングを使っている」は4割強となっている。

図表 38 スマートフォンでインターネットを利用している青少年の保護者の取組（平成27年度）



(出典) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」
(注) 調査対象は、満10歳から満17歳までの青少年の保護者

(2) フィルタリングの普及啓発

- 警察は、違法情報に対する取締りを推進するとともに、有害情報から子供を守るためのフィルタリングの普及、プロバイダの自主的措置の促進に努めている。
- 総務省は、携帯電話事業者などに対するフィルタリングサービスの改善要請や、フィルタリングの普及促進活動を推進している。
- 文部科学省は、「ネットモラルキャラバン隊」を結成し、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウムを保護者等を対象に全国で実施している。
- 経済産業省は、セミナーなどを通じて、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と青少年及びその保護者などによる実効的な自主的対策を促進している。

(3) 悪質な違法行為の取締りなど

- 警察庁は、違法情報等に関する通報を受理し、警察への通報やプロバイダ、サイト管理者などへの削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンターを運用している。外国のウェブサーバに設置された児童ポルノ情報についても、当該外国の同種の機関に対し削除に向けた取組を依頼している。
- 警察は、サイバーパトロールや、都道府県警察が委嘱した民間のサイバーパトロールモニター等により、インターネット上に流通する違法情報・有害情報の把握に努めるとともに、取締り等を進めている。
- 法務省は、人権擁護機関において、人権侵害情報について相談を受けた場合、プロバイダなどに対する発信者情報の開示請求や当該情報の削除依頼の方法について助言している。人権侵害情報による被害の回復を被害者自ら図ることが困難な場合は、プロバイダなどに当該情報の削除を要請するなど被害者の救済に努めている。

(4) 子供や保護者に対する啓発

- 内閣府は、インターネット利用におけるフィルタリングの普及や適切な利用を推進するため、パン

フレットの配布などによる啓発活動に取り組んでいる。平成27（2015）年度、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を、全国3か所で開催した。平成28（2016）年の春、卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、「平成28年 春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、啓発活動等の取組を集中的に展開した。

- 警察は、出会い系サイトやコミュニティサイトの利用に起因する犯罪による被害やインターネット上の違法情報・有害情報の影響から子供を守るための広報啓発を推進している。
- 総務省は、子供のインターネットの安心・安全な利用に向けて、主に保護者・教職員や子供を対象とした啓発講座を行う「e-ネットキャラバン」の活動を全国で実施している。
- 法務省の人権擁護機関では、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、各種啓発活動を実施している。
- 文部科学省は、保護者や学校関係者、地方公共団体、事業者の効果的な取組を推進するため、「ネット安全安心全国推進フォーラム」を開催している。

(5) 関係業界の自主的な取組の促進

- 民間企業・各種団体・PTA等によって設立された安心ネットづくり促進協議会では、インターネットや様々なメディアを活用し、リテラシー向上やフィルタリングの普及などの活動を全国各地で実施している。

2 ネット依存への対応

- 文部科学省では、青少年を取り巻く有害環境対策の推進として、保護者を対象とする学習・参加型のシンポジウム、インターネットの有効な活用方法などについて、青少年自ら研修し、学んだ成果を発信する「青少年安心ネット・ワークショップ」等を実施している。
- 文部科学省では、青少年教育施設を活用し、ネット依存傾向の青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施を通じたネット依存対策を実施している。

3 性風俗関連特殊営業の取締り等

- 警察は、学校などの周辺や住宅地域における違法な性風俗関連特殊営業、18歳未満の者に客の接待などをさせる違法な風俗営業などの取締りを積極的に進めている。

4 酒類、たばこの未成年者に対する販売等の禁止

(1) 取締り・処分等

- 警察は、未成年者が酒類やたばこを容易に入手できないような環境を整備するため、指導取締りを徹底するとともに、年齢確認の徹底などについて、関係業界が自主的に措置をとるよう働き掛けている。

(2) 飲酒防止

- 酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会（内閣府、警察庁、公正取引委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省、国税庁）は、毎年4月を未成年者飲酒防止強調月間と定め、全国的な広報啓発活動を連携して行っている。
- 内閣府は、「アルコール健康障害対策基本法」（平25法109）に基づく基本計画の策定に向けた検討を進めており、平成28年（2016）年5月末までに基本計画として閣議決定することとしている。

(3) 喫煙防止

- 財務省は、未成年者喫煙防止の観点から、自動販売機を設置する場合には成人識別自動販売機とすること、インターネットによるたばこ販売についてはあらかじめ公的な証明書により購入希望者の年齢確認などを行った上で販売することを、たばこ小売販売業の許可の条件としている。

第4節 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等に基づく取組の推進

○内閣府及び関係省庁では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等に基づき、官民一体となり、仕事と生活の調和実現に向けた取組を行っている。

(2) 仕事と子育ての両立支援

○厚生労働省は、「育児・介護休業法」（平3法76）の周知・徹底を図るとともに、育児・介護休業や所定労働時間の短縮などの措置などの両立支援制度を安心して利用できる職場環境の整備を支援している。

第5章 子供・若者の成長を支える担い手の養成

第1節 地域における多様な担い手の養成

1 民間協力者の確保

（保護司）

○法務省は、幅広い分野から保護司候補者を得るとともに、保護司の活動を組織としてサポートできるよう基盤整備に努めている。

（更生保護関係施設・団体）

○法務省は、更生保護施設、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主の自発性・自主性を尊重しながら、その活動の積極的な促進を図っている。

（人権擁護委員）

○法務省は、幅広い世代・分野の出身者に人権擁護委員を委嘱している。全ての人権擁護委員に対し、各種研修により子供や若者の人権問題に関する知識の習得を図っている。

（児童委員）

○児童委員は、子供と妊産婦の生活の保護・援助・指導を行っており、研修により、児童福祉の専門的知識の習得に努めている。

（母子保健推進員）

○母子保健推進員は、家庭訪問による母子保健事業の周知、声掛け、健康診査や各種教室への協力を始め、地域の実情に応じた独自の子育て支援と健康増進のための啓発活動を行っている。

（少年警察ボランティア）

○警察は、少年の非行を防止し、その健全な育成を図るため、少年警察ボランティアを委嘱しており、人材の多様化、活動の多様化を図っている。

（少年補導委員）

○内閣府では、地方公共団体が委嘱している少年補導委員の活動に関して、補導・相談の効果的な進め方などの情報共有を図っている。

2 同世代又は年齢の近い世代による相談・支援

○内閣府は、地域で中心的役割を担っている青少年育成指導者、少年補導委員、青少年育成に関する活動を行う各種団体の指導者に対して研修会を開催している。

○独立行政法人国立青少年教育振興機構を始めとする青少年教育施設は、青少年関係団体の指導者などを対象とした研修を行っている。